

# ミツヒロニュース



秋本番。先月、藤原直哉氏の講演会を開催しました。人口が減少して、高齢化が進む中、企業が生き残るためには、「良いものは良い(本物)」と認識し、自分が納得出来る良いものを作り、世界1売って行くことが必要となります。小さな会社でも世界で勝負できる時代が到来しますので、ぜひ本物を作って頂きたいと思っております。  
光廣 昌史

## 今月のトピックス

- ◇マイナンバー法が成立
- ◇イザというとき慌てない  
税務調査の基礎知識(19)  
「税務調査の前にやるべきこと」
- ◇厚生年金保険料率の引き上げ
- ◇あとがき  
予備校に通い始めて

## マイナンバー法が成立

国民全員に番号を割り振る「共通番号(マイナンバー)法」が5月24日、参院本会議で可決、成立しました。同法は、個人番号及び法人番号を活用した効率的な情報の管理、利用及び迅速な情報の授受、手続きの簡素化による国民の負担軽減などが目的です。同法の施行に伴う関係法律の関連整備等法も同日成立し、これにより、年金などの社会保障給付や納税を一つの個人番号で管理する制度が、平成28年1月からいよいよ始まります。

今後、国民一人ひとりに割り振る「個人番号」を住民票の記載事項に追加し、平成27年10月から、市町村が**番号通知カード**を郵送します。個人番号は氏名、性別、生年月日、住所(4情報)、住民票コード等をあわせて住基ネットに取り扱う本人確認情報の一つとして位置づけられます。中長期在留者や特別永住者など外国人住民も対象で、漏洩等の被害を受けた場合に限り変更を可能とします。番号法に定める場合を除き、原則として他人に個人番号の提供を求めることは禁止します。

平成28年1月からは、番号情報が入った「**個人番号カード**」が市町村から希望者に配布され、個人番号で年金の相談や照会ができるようになります。個人番号カードは、住民基本台帳カードと同様、ICチップのついたカードを想定しており、表面に基本4情報と顔写真、裏面に個人番号を記載する予定です。

さらに平成29年1月からは、行政機関が個人番号を利用して個人情報やり取りするシステムが稼働します。例えば、行政窓口で児童手当などの申請に必要な添付書類の提出が段階的に不要となったり、税分野では添付書類なしで確定申告が可能になります。一方で、自己の個人番号に係る個人情報がどのように提供されたかをネットで確認できる「マイ・ポータル」の運用も開始されます。

(次頁へつづく)

自宅のパソコン等から情報提供の記録を確認できる「マイ・ポータル」では、「給与・報酬情報」や「年金保険料、国民健康保険料等の社会保険料支払情報」、「株式配当・譲渡損益、保険満期返戻金、保険年金等の金融所得情報」、「過去の税務申告・納付情報」が表示される予定。確定申告の準備等で各種領収書等を管理する手間が軽減され、正確な申告の実現が期待されます。税務当局が保有する各種所得情報について番号を利用し、正確かつ効率的に名寄せ・突合をすることにより、所得の過少申告や税の不正還付等を効率的に防止・是正できる利点もあります。

従業員を雇って給料を払っている以上、企業にも個人番号管理義務は発生します。正社員、パート、アルバイトなど、雇用形態を問わず、源泉徴収する以上は従業員から個人番号を確認する必要があります。もちろん、ここで伝えるのは純粋に「番号だけ」ということではありません。扶養家族があれば控除を受けるために家族情報が不可欠であり、住宅ローン控除のためにはローン情報も必要になります。

会社側がこうした情報を管理するには、以前からある社員情報と結びつけて保存・保管することが考えられますが、万が一このデータが漏れた際は、当該社員は番号と個人情報が併せて流出することになります。

法人番号については、国税庁長官が番号を指定し通知します。法人等の名称、所在地等と併せて法人番号を公表します。国税庁長官は、法人番号の指定を行うために、法務大臣に商業登記法による会社法人等番号その他の登記簿に記載された事項の提供を求めることができます。行政機関の長等は、特定法人情報の授受の際、法人番号を通知して行います。法人番号については、利用範囲の制限等がなく、民間でも自由に利用できます。

なお、今回のマイナンバー法では、個人番号の利用範囲が社会保障や税などの行政分野に限定されていますが、法附則において、法施行後3年を目処に、他分野でも活用することを検討するとしています。今後は、今回認められなかった医療や民間などでの利用拡大がどのようになるのかが大きな焦点となりそうです。

医療や民間に利用拡大されれば、医療の効率化や住宅ローン手続きの簡素化などが期待できます。

#### 【マイナンバー法（第9条）の利用範囲】

		明示された事務	明示されない事務
社会保障分野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用	独自に定める事務などに利用 地方公共団体が条例で
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用	
	福祉・医療・その他の分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用	
	税分野	国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調査書等に記載。当局の内部事務等に利用。	
	防災分野	被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用	激甚な非常災害への対応等に利用
	その他		特定個人情報保護委員会による職務上の利用、裁判所による裁判上の利用等、例外的に認められたもの

#### 1. 税分野での活用

- ・平成28年分の確定申告から、個人番号の記入が必要となります。  
確定申告以外に給与支払報告書をはじめ、各種法定調書にも必要となります。

【国税において税制上措置すべき事項（出所：内閣官房資料）】

### 申告書・法定調書等の記載事項への「番号」の追加

- ・ 税務署長等に提出する申告書等（法定調書を除く）の記載事項に、次の者の「番号」（個人番号及び法人番号）を追加する
  - 当該申告書・申請書等を提出する者
  - 控除対象となる配偶者及び扶養親族
  - 青色事業専従者及び白色事業専従者
  - 源泉徴収義務者等を経由して申告書等（非課税貯蓄申告書等）を提出する場合の当該源泉徴収義務者等
- ・ 税務署長に提出すべき法定調書の記載事項に、次の者の「番号」を追加する
  - 法定調書の提出義務者
  - 法定調書の対象となる金銭受領者等
  - その他法定調書に記載すべき者（生命保険契約に基づく契約者等）
- ・ 税務署長等以外の者（源泉徴収義務者等）に提出する税務関係書類（非課税貯蓄申込書等）の記載事項に、当該税務関係書類を提出する者の「番号」を追加する

法定調書のなかで、企業が通常税務署に提出することが多いのは、下記のような調書です。

- ・ 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書
- ・ 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- ・ 不動産の使用料等の支払調書
- ・ 給与所得の源泉徴収票（住民税：給与支払報告書）
- ・ 退職所得の源泉徴収票（住民税：退職所得の特別徴収票）
- ・ 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書

これらの調書に、マイナンバーの記入が必要となります。

### 【民間企業版：マイナンバー対応・チェックリスト】

段階	対応内容	チェック欄
事前準備	マイナンバーおよび法人番号対応への組織体制の確立	
	・ 影響範囲の確認	<input type="checkbox"/>
	・ 個人番号利用事務実施者に該当するか確認し、その場合は最後の段階も対応（注1）	<input type="checkbox"/>
人事・給与	・ 健康保険組合等、組合や基金なども対象となることに留意	<input type="checkbox"/>
	人事・給与システムのマイナンバーおよび法人番号対応	
	・ 社員からマイナンバー告知	<input type="checkbox"/>
国税法定調書への対応	・ 源泉徴収、特別徴収、社会保険料支払等への対応	<input type="checkbox"/>
	・ システムへの影響についても確認	<input type="checkbox"/>
	国税の法定調書へのマイナンバーおよび法人番号の対応	
個人番号利用事務実施者としての対応（注1）	・ 個人のマイナンバーを把握すべき必要な法定調書の確認（特に、業種や会社の形態によって異なる）	<input type="checkbox"/>
	・ マイナンバー付き法定調書を提出するための準備（取引相手の個人のデータベースにマイナンバーを初期登録する場合もあり）	<input type="checkbox"/>
	・ マイナンバー付き法定調書を提出するための業務プロセスの変更（業務において、取引相手の個人にマイナンバーの告知を求める場合もあり）	<input type="checkbox"/>
個人番号利用事務実施者としての対応（注1）	・ 年金の給付や一時金の支給についてマイナンバーで管理	<input type="checkbox"/>
	・ 情報照合者としての準備（ネットワーク接続、個人情報保護評価など）	<input type="checkbox"/>

注1：この場合には行政機関相当の対応を求められることに留意

（参考資料）「マイナンバーがやってくる 改訂版 共通番号制度の実務インパクトと対応策」

「税務通信 No.3262」





# イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

## シリーズ 19. 「税務調査の前にやるべきこと」

税務調査は通常、1～2週間前に税務署から連絡があり、日程調整の後、税務調査が開始します。

税務調査によって誤りなどが見つかり、当初の申告税額100が、150になったとします。  
(以降、この差額の50を「本税」と呼びます。)

これを修正申告する場合、この本税50を支払えば済む。というわけではありません。  
少ない税額で申告していたわけですから、遅れて納付したことに対する利息がつきます。  
この利息を「延滞税」と呼び、**年率14.6%**をベースにして計算されます。

さらに、本税50に対して一定率の罰金が課されます。これを「加算税」と呼びます。  
加算税は、**通常10% (過少申告加算税)**なのですが、会社が不正行為などをして、税金をごまかしていた場合には、**35% (重加算税)**の罰金が課せられ、**延滞税も高くなります。**

これら「本税+延滞税+加算税」を合計した金額を**追徴税額**と呼んでおり、これらの税金は、**修正申告をした日に納めなければなりません。**

しかし、これには**1つだけ例外**があります。  
それは、「**自分で誤りに気づき、自分で修正申告した場合には、加算税が課されない**」というものです。  
つまり、税務調査で指摘されたから罰金が課されるのであって、自ら誤りを認めたものには罰金を課する必要がない、という趣旨なのです。

ですから、事前連絡から**税務調査の当日までに、税務申告書を見直して、誤りなどがなくどうかをチェックすることがとても重要**です。

もし、この事前チェックで誤りが見つかったら、税務調査の当日までに自ら修正申告をすれば、罰金である加算税がかからないのです。

この制度は知らない人が多いので、ぜひ活用していただきたいと思います。

参考文献： ■マイナンバーがやってくる改訂版 ■税務通信

### 厚生年金保険料率の引き上げ

厚生年金の保険料率が、今年も9月分(10月末納付期限分)から引き上げられます。給与計算において、控除する保険料の変更を忘れないように行っておきましょう。一般被保険者の保険料率は、それまでの16.766%から0.354ポイント引き上げられ、**17.12%**になります。

### あとがき

和田です。最近、資格の予備校に通っています。以前はインターネットで授業を受けていたのですが、自宅にいたので、色々な誘惑があり、中々集中して取り組めませんでした。その点学校は勉強に集中できる環境にある上、同じ資格を志す人達がいるので、モチベーションが随分と違います。週5コマとハードなペースで授業があるので大変ですが、地道にコツコツと取り組んでいきたいと思っています。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営者針盤  
**Office Mitsuhiro**

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所  
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号  
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007  
URL <http://www.office-m.co.jp/>

